

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会規約

（名称）

第1条 本会は、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の存続をめざして名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化計画（以下「活性化計画」という。）の推進を図るとともに、その他名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の対応策に関する必要な事項を協議することを目的とする。

（事業実施）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 活性化計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (2) 活性化計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（委員）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

（会議）

第7条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

（表決）

第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

（顧問）

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

（関係者等の出席）

第10条 協議会は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（経費の負担及び会計処理）

第11条 協議会の運営に必要な経費は、関係市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度及び会計処理の方法は、会長が定める。

(費用弁償)

第12条 協議会は、委員及び顧問が会議に出席したときは費用弁償を支給することができる。
ただし、委員又は顧問が地方公共団体の常勤の特別職又は一般職の職員にある場合は、この限りでない。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、御嵩町役場に置く。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(名鉄広見線(新可児駅~御嵩駅)対策協議会規約の廃止)

2 名鉄広見線(新可児駅~御嵩駅)対策協議会規約(平成20年5月2日制定)は、廃止する。

(名鉄広見線(新可児駅~御嵩駅)対策協議会規約の廃止に伴う経過措置)

3 この規約の施行の際、廃止前の名鉄広見線(新可児駅~御嵩駅)対策協議会規約の規定によりなされた役員の選任及び委嘱並びに顧問の委嘱は、この規約によりなされたものとみなす。

4 この規約の施行の際、廃止前の名鉄広見線(新可児駅~御嵩駅)対策協議会規約第11条第2項の規定によりなされた会計処理等については、この規約第11条第2項の規定によりなされたものとみなす。

別表(第4条関係)

	御嵩町	可児市	八百津町
首長	御嵩町長	可児市長	八百津町長
議会	御嵩町議会議長 御嵩町議会名鉄路線対策特別委員会委員長	可児市議会議長 可児市議会名鉄広見線対策特別委員会委員長	八百津町議会議長
教育関係者	御嵩町教育長 可茂地区高等学校PTA連合会代表者 可茂地区高等学校校長会会長 岐阜県立東濃高等学校校長 岐阜県立東濃実業高等学校校長 岐阜県立八百津高等学校校長	可児市教育長	八百津町教育長
経済関係者	御嵩町商工会代表者 御嵩町観光協会代表者	可児商工会議所代表者 可児市観光協会代表者	八百津町商工会代表者
住民	御嵩町自治会長連絡協議会代表者	可児市自治連絡協議会代表者	